

岡山市水道局入札執行要綱

平成12年6月30日

市水道局訓令第10号

(趣旨)

第1条 岡山市水道局における競争入札の執行の適正化を図るため入札執行要綱を定める。

(入札執行者)

第2条 入札は、管財課長（以下「課長」という。）が執行するものとする。ただし、課長が都合により入札の執行ができない場合は、課長が指名したものが代行するものとする。

2 入札の執行に当たっては、原則として補助を行う係員をおくものとする。

(許容価格書の保管)

第3条 入札執行者は、許容価格書（許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいう。以下同じ。）を記載した書面を封書にしたもの）を入札執行に必要な時期まで確実な方法で保管し、秘密の保持に努めなければならない。

2 許容価格は、落札者が決定するまでは、公表してはならない。

(入札室)

第4条 入札執行者は、入札室の選定に当たっては、入札者が入札書を記入するのに適当な場所と配置を考慮しなければならない。

2 入札執行者は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める「入札についての注意事項」及び「入札についての心得」を入札室及び入札控室に提示する等の方法で、その内容を入札者に周知させるよう努めなければならない。

(入札日時の厳守)

第5条 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない理由がある場合を除くほか、入札の日時を繰り上げ、又は延期し、若しくは中止することができない。

(入札者等の確認)

第6条 入札執行者は、入札を開始する前に入札者の商号若しくは氏名を呼び上げ、

又は入札参加資格確認書類を提示させて出席の有無を確認するものとする。

- 2 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するため入札前において当該代理権の存在を証する「委任状」を提出させなければならない。

(内容の確認)

第7条 入札執行者は、入札の開始前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうかを再確認し、落札後において紛議が生ずることがないようにしなければならない。

(執行指揮)

第8条 入札執行者は、特別の事情がない限り入札が完了するまでは入札執行の場所を離れることができない。

(入札の規律)

第9条 入札執行者は、入札者に次の事項を厳守させ、これに違反する者や適正な入札の執行を妨げる者があるときは、その者の入札を拒否し、入札室より退場させるものとする。

- (1) 入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入は禁止とすること。
- (2) 私語、放言、暴言等は禁止とすること。

- 2 入札室には、入札に必要な者以外は入室させてはならない。ただし、管理者が認めた者は、この限りでない。

(開札に伴う処置)

第10条 入札執行者は、開札の結果、入札価格のすべてが許容価格を超えるときは、その旨を宣言し、直ちに再度入札に付するものとする。

- 2 再度入札を行ってもなお落札となるべき者がいないときは、直ちに再々度入札に付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別に定める入札の入札回数は、1回又は2回までとする。
- 4 最低制限価格を設けている場合、最低制限価格未満の入札者に対しては、落札者

とならない旨を宣言するものとする。

(落札決定の保留)

第11条 入札執行者は、工事又は製造その他の請負に関する入札で最低制限価格が設定されていない場合において、開札の結果、入札価格に許容価格を著しく下回るものがあるときは、別に定める基準に基づいて落札の決定を保留することができるものとする。

2 前項の場合において、契約の適正な履行がされないおそれがあると認めるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、最低価格の入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とすることができる。ただし、次順位者の入札価格が許容価格を超えているときはこの限りでない。

(落札の決定)

第12条 入札執行者は、入札の結果落札となるべき者があったときは直ちに落札決定の旨を宣言し、その落札金額及び落札者の商号又は氏名を公表し、当該入札は終了したことを告げるものとする。

(落札とならないときの処置)

第13条 入札執行者は、再々度入札の結果、落札となるべき者がいないときは、入札が不調となった旨を宣言し、解散させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に付した契約を随意契約により締結することができる。

- (1) 許容価格と最低入札価格との差が僅少であるとき。
- (2) 入札に付された事業の内容、予算等の客観情勢から判断して必要と認めたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか入札執行者が特に必要と認めたとき。

2 前項の随意契約は、原則として、再々度入札における最低価格の入札者と次順位者による見積合せによるものとする。この場合の見積合せは、入札終了後直ちに行うものとし、その回数は、おおむね2回とする。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市水道局訓令第25号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市水道局訓令第48号）

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年市水道局訓令第9号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市水道局訓令第12号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。